

平成 31 年 5 月 31 日で解体工事業に係る経過措置が終了します

経営事項審査に係る解体工事業の経過措置は、平成 31 (2019) 年 5 月 31 日で終了することに伴い、経過措置終了後の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

- ・平成 31 年 5 月 31 日までは、旧基準（経過措置期間内の基準）による申請書を受理します。
 - ・平成 31 年 6 月 1 日以降は、申請書の記載方法について以下の変更があります。
 - (1) 「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）（業種コード 300）」の記載が不要になります。（別紙一（工事種類別完成工事高））
 - (2) 業種コード 99 の使用ができなくなります。（別紙二（技術職員名簿））
- なお、有資格区分コードに係る経過措置は、建設業許可同様、平成 33 年 3 月 31 日まで継続します。

記載要領については、次ページ以降を参照してください。

(旧) 平成 31 年 5 月 31 日までの申請書の記載方法

別紙一（工事種類別完成工事高）記載要領

（省略）

平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの間にとび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

表 1 別紙一（工事種類別完成工事高）の業種コード表（経過措置期間中）

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

別紙二（技術職員名簿）記載要領

（省略）

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

なお、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」を、それぞれ記入すること。

この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業・解体工事業(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事業及びとび・土工事業・解体工事業(経過措置)の技術職員として、それぞれ審査される。

表 2 別紙二（技術職員名簿）の業種コード表（経過措置期間中）

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業・解体工事業（経過措置）

(新) 平成 31 年 6 月 1 日以降の申請書の記載方法

別紙一（工事種類別完成工事高）記載要領

(省略)

(削除)

表 3 別紙一（工事種類別完成工事高）の業種コード表（経過措置期間後）

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・レンガ・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

別紙二（技術職員名簿）記載要領

(省略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

(削除)

表 4 別紙二（技術職員名簿）の業種コード表（経過措置期間後）

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		